

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
益田市	益田・吉田・高津地区 <small>多田、水分、元町、須子上、角井、飯田、地万、浜寄、持石、西益田、浜、大塚西、大塚東、中須、久城西、久城東、中島下、中島上、中吉田、雪舟、下本郷、乙吉、谷上、栗町、片山、三宅、昭和、春日、門前、上市、古川、堀池、徳原、大下市、清水、常盤、有明、上吉田、駅前、下吉田、上市、中市、川丁、下市、須子町</small>	平成26年10月31日	令和6年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	82.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	47.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	7.07 ha

2 対象地区の課題

<p>飯田地区(畑)については、施設野菜の一大生産地であり認定農業者等が営農の中心を担っている。耕作者不在の耕作放棄地はほとんどないが、農業者の順当な経営継承をスムーズに行えるかが重要な課題となっており、中でも高齢者の後継者問題は重要で後継者未定の農地8.3haの内4.6haを占めている</p> <p>市内他地区(田)については、市街地に近いため耕作放棄地は少ないが、後継者不在の農地は12ha以上で70歳以上の後継者未定農地は7.2ha存在する。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>飯田集落については、中心経営体である認定農業者が担うほか、認定新規就農者(Uターン含む)の育成を促進することにより対応していく。規模拡大については中間管理事業の活用を図る。</p> <p>市内他地区(田)は、認定農業者や認定新規就農者に農地を集中的に農地中間管理事業を使い集約化を加速させ対応していく。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>中心経営体の将来の経営農地の集約化と効率化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
--

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	益田市 飯田町	4600 m ²	m ²	m ²
2	益田市	m ²	m ²	m ²
3	益田市	m ²	m ²	m ²
4	益田市	m ²	m ²	m ²
	計	4600 m ²	0 m ²	0 m ²